

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 職業能力開発局能力開発課、実習併用職業訓練推進室、育成支援課、能力評価課、キャリア形成支援室

<p>施策名</p>	<p>多様な職業能力開発の機会を確保すること</p> <p>(V-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策目標 1 多様な職業能力開発の機会を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入した我が国において、経済社会を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、一人ひとりの能力を高め生産性を向上させていくことが不可欠である。 さらに、最近の我が国の雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の修得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力開発形成機会に恵まれなかった方に対して、ジョブ・カード制度の活用、離職者訓練の拡充等万全な措置を取ることが求められている。 また、専門的・技術的職業の割合の増加や職務内容の高度化・多様化などが進む中で、労働者の職業能力を適正に評価して企業が求める職業能力と労働者の持つ職業能力とのミスマッチを抑制することの重要性が高まるとともに、職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中で、キャリア・コンサルティングの重要性が増している。</p> <p>【有効性の観点】 公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率は、目標値である65%を達成しており、また、厳しい雇用失業情勢の下においても、平成19年度を上回る実績を上げている。一方、公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率については、目標値である80%を下回っているものの、約95%の目標達成率となっており、引き続き公共職業訓練（離職者訓練）を実施することは、多様な職業能力開発の機会を確保するために有効であると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 公共職業訓練（離職者訓練）は、施設内で国（（独）雇用・能力開発機構）が自ら行うとともに、都道府県が地域の実情に応じた訓練を実施するほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、都道府県や民間を効果的に活用しているという観点から、効率的な施策であると評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 厳しい雇用失業情勢にも関わらず、公共職業訓練の修了者の就職率は、ほぼ例年通りの水準で推移していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得を通じた再就職の促進を図ることは、依然として有効な施策であると評価できる。 平成20年度においては、このような従来の取組に加え、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力形成機会に恵まれなかった方に対して、ジョブ・カード制度を活用し正社員への移行を図る取組を実施したところである。20年度前半においては、ジョブ・カード取得者数等の実績に伸び悩みが見られたものの、その後、積極的な周知・広報活動を行うことで、年度後半には大きな増加傾向に転じており、そのニーズは高まってきているものと考えられる。平成21年度以降も関係機関の連携を強化し、普及・啓発活動を積極的に行い、制度の普及に努めるとともに、就職率等を把握しながらより効果的な施策の実施に努めてまいりたい。 また、多様な職業訓練機会の確保に当たっては、 ①企業が行う人材育成に対する支援、 ②技能検定の実施による労働者の技能習得意欲の増進及び労働者の社会的地位の向上、 ③能力評価制度の整備を通じた労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準の策定 ④労働者個人のキャリア形成を促進するためのキャリア・コンサルティング機能の強化 など、職業能力を活かすための環境整備に取り組む必要があるが、これらの施策についても概ね前年度と同様の実績をあげており、これらの施策を実施することで、職業能力を発揮する環境整備に一定程度の効果があったものと考えられる。また、昨今、厳しい雇用失業情勢が続いており、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、その失業期間が長期化していくことが懸念されている。このため、平成21年度補正予算に</p>	

において、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、平成23年度までの3年間、雇用保険を受給できない方に重点を置いて、職業訓練及び生活保障給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施することとする。

このように、多様な職業訓練の機会を確保し、その能力を十分に発揮するためには、公共職業訓練等を通じた職業能力の向上を図るとともに、それを生かすための環境整備を併せて実施していく必要があることから、今後とも効果的な施策の実施に努めていく。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、離職者訓練の拡充等万全の対応を取ることが求められているため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(65%以上/平成20年度)	59.8% 【92.0%】	65.1% 【100.2%】	68.2% 【104.9%】	69.8% 【107.4%】	69.9% 【107.5%】 ※速報値
2	公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(80%以上/平成20年度)	76.6% 【95.8%】	78.0% 【97.5%】	79.7% 【99.6%】	78.5% 【98.1%】	75.9% 【94.9%】 ※速報値
(調査名・資料出所、備考)						
・指標は職業能力開発局調べによるものであり、訓練修了3ヶ月後の就職率である。						

関係する施政 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	新雇用戦略	平成20年4月23日	ジョブ・カード制度の整備・充実
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	ジョブ・カード制度の整備・充実
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	ジョブ・カード制度の整備・充実
	安心実現のための緊急総合対策	平成20年8月29日	・フリーター等若者の常用化支援の拡充 ・ジョブ・カード制度の整備・充実
	生活対策	平成20年10月30日	・ジョブ・カード制度の拡充 ・雇用情勢の厳しい地域における安定的雇用機会の創出、職業訓練の強化
	生活防衛のための緊急対策	平成20年12月19日	離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施
	経済危機対策	平成21年4月10日	・「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 ・職業能力開発支援の拡充・強化
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	・職業訓練やジョブ・カード制度の拡充 ・非正規雇用から正規雇用への転換促進